

広島県告示第三百六十一号

平成二十年広島県告示第九百一十一号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同
等以上の知識及び技能を有すると認められる者）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号中「卒業」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大
学の前期課程にあつては修了）」を加え、「第十四条第一号から第三号まで」を「（昭和二
十五年法律第二百二号）第十四条第一号」に改め、同号の表中「（昭和二十二年法律第二十
六号）」を削り、同表の注中「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下に「又は専門職
大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「（昭和五十年文部省令第二
十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）
」を加える。

第二号の表の注中「(ろ)欄」を「(は)欄」に改める。
第七号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削る。

別表広島女学院大学の部中

生活文化学科 生活科学科・生活環境専攻	四	四	
生活文化学科 生活科学科・生活環境専攻	四	〇	

を

生活文化学科 生活科学科・生活環境専攻	四	〇	有資格者第 一回生卒業 平成一九年 三月
生活文化学科 生活科学科・生活環境専攻	四	一	有資格者第 一回生卒業 平成一九年 三月

に、同表広島市立広島工業高

等学校の部（定時制）の款中

都市環境科	四	三	
-------	---	---	--

を

都市環境科	四	三	
建設技術科	四	三	
建設技術科	三	三	

に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。